



共同募金2024 地域版

たまただより

神奈川県共同募金会
川崎市多摩区支会

〒214-0014
川崎市多摩区登戸1891
第3井出ビル3階
川崎市多摩区社会福祉協議会内
電話 044-935-5500
FAX 044-911-8119



川崎フロンターレ×赤い羽根
コラボバッジ

2024年
共同募金PR大使
野毛山動物園の
ホンダヌキ「ウタ」



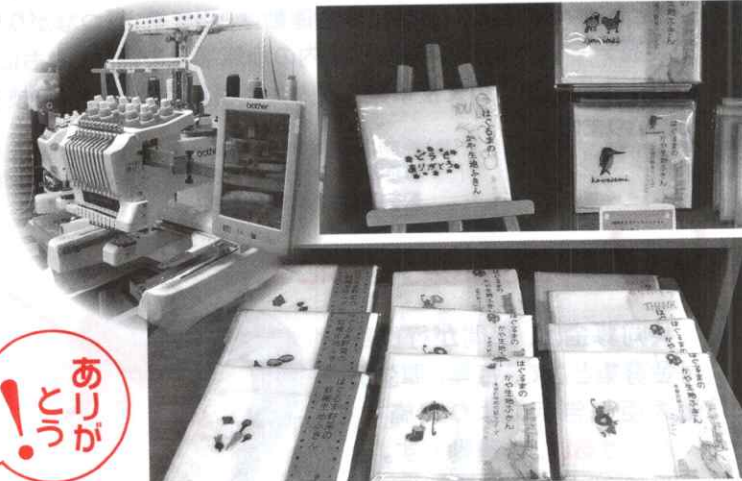
10月1日から共同募金が始まります。皆様のご協力をお願い致します。
昨年、皆様からお寄せいただいた寄付金は、次のとおり、地域福祉活動に役立てられました。

はぐるまの会（生活介護事業）より

はぐるまの会では、障害のある方が仕事をする中で社会と関わり、生きがいと仲間をつくることを大切にしています。

昭和60年から、ミシンでふきんやバッグなどを作っており、このたび、皆様にご協力いただいたおかげで刺繍ミシンを導入することができました。利用者の方々の気持ちのこもったユニークなイラストを刺繍することができるようになり、仕事へのかかわりがまたひとつ増えました。商品を手に取ってもらえる機会も増え、より一層、日常の中に喜びという彩りが増えたと感じています。

皆様のおかげです。ありがとうございました。



令和5年度共同募金寄付金総額 17,960,349円

寄付金総額は赤い羽根募金と年末たすけあいを合計した金額です。

赤い羽根募金のつかいみち

総額 11,278,785円

赤い羽根募金は、県共同募金会の配分計画にもとづき、「神奈川県内の福祉」に役立てられています。

年末たすけあい募金のつかいみち

総額 6,681,564円

年末たすけあい募金は、すべて「多摩区内の福祉」に役立てられています。

県内の社会福祉団体へ 9,957,149円

うち多摩区内の

- 在宅サービス団体 4カ所
 - ・多摩家事介護ワーカーズ・コレクティブ葉
 - ・(特)療養ねっとわーく川崎
 - ・(特)多摩食事サービス ワーカーズ・コレクティブかりん
 - ・ワーカーズ・コレクティブ らら・むーぶ多摩
- 社会福祉施設 2カ所
 - ・(福)正道会 登戸ピノキオ保育園
 - ・(福)ともかわさき あかね

多摩区社会福祉協議会 1,321,636円

- ボランティアセンター運営事業
 - 福祉教育推進事業
 - 広報・啓発事業
 - 行事助成事業
- など令和6年度の事業に活用



要援護者世帯へ慰問金として 2,284,000円

- 障害児者世帯 529世帯
- 高齢者世帯 42世帯

区社会福祉協議会 4,397,564円

- 地区社会福祉協議会への助成金
5地区(登戸、菅、中野島、稲田、生田)
- 子育て支援事業
など令和6年度の事業に活用

町内会・自治会も募金にご協力いただいています！

町内会・自治会の活動に一層のご理解とご協力をお願いします！

町内会・自治会は「安全で安心できる住みよいまちづくり」を目指し、防災や福祉、美化活動や、お祭り、運動会などのレクリエーション活動を行っています。

人と人のつながりを大事にし、地域で支え合う社会をつくっていくためにも町内会・自治会への加入をお願いいたします。

町内会・自治会の活動は、こちらをご覧ください。

▶川崎市全町内会連合会 <https://kawa-zencho.com/>



令和6年度共同募金運動の全国共通テーマは「つながりをたやさない社会づくり」です。

令和2年から続いたパンデミックは概ね収束を迎え、現在、ポストコロナ社会への転換期にあります。今なおコロナ禍での離職等により経済的に困窮されている方々をはじめ、昨今の物価高騰により日常生活に困難をきたしている方々、さらに近年多発する大規模災害によって避難生活を余儀なくされている方々(注)など、多くの方々への支援が一層求められています。

ことしで78回目となる共同募金運動は、引き続き「つながりをたやさない社会づくり」を全国共通テーマに掲げて、神奈川県内の地域福祉の推進とともに、緊急的な対応が求められている社会的課題への支援事業、国内大規模災害時の被災者支援事業にも積極的に取り組んでまいります。

(注) 神奈川県共同募金会では、令和6年元日に発生した「能登半島地震」において、赤い羽根募金のなかから2741万円を石川県に抛出し、被災者支援のための災害ボランティア活動を資金面で支えています。

★川崎フロンターレは赤い羽根共同募金を応援しています!



MF16 瀬古 樹 MF30 瀬川 祐輔

Q 共同募金ってなに?

共同募金は、民間が行う寄付金募集として、毎年、厚生労働大臣の告示により実施する「たすけあい」の運動です。

昭和22年、戦後復興の一助となることを目的として始まった共同募金は、現在では皆さまがお住まいの地域の中でさまざまな福祉活動に役立てられています。

皆さまの善意を適正に取り扱うために、寄付金の募集や配分方法などが「社会福祉法」で定められています。



Q 募金なのに、どうして目標額があるの?

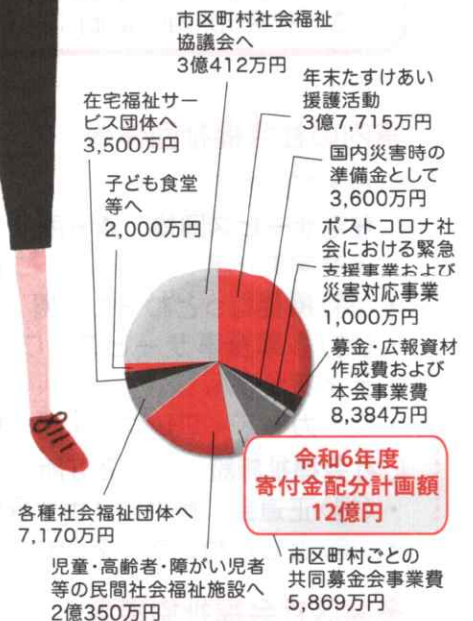
地域福祉を進めるために、活動資金をあらかじめ把握して、計画的に募金を行うことが「社会福祉法」で定められています。

募金は任意ですが、地域福祉を資金面で支えていくためにご協力をお願いします。

Q 共同募金って何に使われるの?

募金の7割は、あなたの町の高齢者や障がい者の家事援助や配食・食サービス、子育て支援などの草の根的ボランティア活動などに役立てられています。

募金の3割は、児童養護施設の遊具や障がい者施設の福祉車両の整備などへの支援をはじめ、ポストコロナ社会での生活困窮者支援活動や国内大規模災害時の災害ボランティア活動に役立てられています。



税制の特典があります!

- ◎個人の場合は…所得税・住民税は2,000円を超える金額が寄付金控除の対象となります。
 - ※故人の遺産を寄付される場合は、租税特別措置法第70条により「相続税」が非課税となる優遇措置があります。
 - ◎法人の場合は…「全額損金」扱いとなります。(詳しくは、本会までお問い合わせください)
 - 共同募金の使途は、「はねっと」で公開しています。 <https://www.akaihane.or.jp/hanett>
 - 社会福祉法人神奈川県共同募金会では、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年5月30日・法律第57号)に基づき、個人情報を適正に取り扱います。●寄付のご相談・ご照会は、社会福祉法人神奈川県共同募金会までご連絡ください。
- 〒221-0825 横浜市神奈川区反町3丁目17番2 神奈川県社会福祉センター 6階 電話 045-312-6339

「令和6年度の目標額は12億円」

赤い羽根共同募金にご協力をお願いします!
【募集期間】10月1日~3月31日(※)

※共同募金運動は厚生労働大臣が定める同期間で実施しますが、県内一部の地域では、従前と同様に10月1日から12月31日までの3カ月間で実施いたします。

じぶんの町を良くするしくみ。
赤い羽根共同募金

